

○厚生労働省告示第二百六十二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
第1 基本認識				第1 基本認識			
1 市場動向				1 市場動向			
少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成27年度には約42兆円に増大しており、そのうち、およそ36%にあたる約15兆円は、75歳以上に係るものである。				少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成25年度には約40兆円に増大しており、そのうち、およそ35%にあたる約14兆円は、75歳以上に係るものである。			
2 産業構造・業態の特徴				2 産業構造・業態の特徴			
医療機関		178,911施設	平成28年10月1日時点	医療機関		177,546施設	平成26年10月1日時点
		病院				8,493施設	
		一般診療所				100,461施設	
		有床診療所				8,355施設	
		無床診療所				92,106施設	

	歯科診療所	68,940施設	
	有床診療所	27施設	
	無床診療所	68,913施設	
歯科技工所		20,906施設	平成28年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所		88,436施設	
柔道整復の施術所		48,024施設	
訪問看護ステーション		9,648施設	平成30年2月時点
助産所		2,872施設	平成29年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上の実施方法に関する事項

1 支援対象

医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

2 経営力向上に係る指標

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

	歯科診療所	68,592施設	
	有床診療所	32施設	
	無床診療所	68,560施設	
歯科技工所		20,166施設	平成26年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所		85,260施設	
柔道整復の施術所		45,572施設	
訪問看護ステーション		7,583施設	
助産所		2,822施設	平成27年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所、看護業の事業所の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上に関する目標

（新設）

（新設）

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上において実施すべき事項

現に有する経営資源又は他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源に関し、他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等
(略)	(略)	(略)	(略)
I C T投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項	(略)	(略)	(略)
経営資源の組合せ	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用
その他の経営資源を高度に利用する方法	(略)	(略)	(略)

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上において実施すべき事項

他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所
(略)	(略)	(略)	(略)
I C T投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
その他の経営資源を高度に利用する方法	(略)	(略)	(略)

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。以下「法」という。)第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

二 (略) 三 外部専門家の知見の活用 経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る<u>法第三十四条第二項</u>に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。 四 (略) <u>五 地域経済の健全な発展</u> 事業者は、<u>地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。</u> 第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項 1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項 一・二 (略) 三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る<u>法第三十四条第一項</u>に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。 2・3 (略)	二 (略) 三 外部専門家の知見の活用 経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る<u>法第二十六条第二項</u>に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。 四 (略) (新設) 第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項 1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項 一・二 (略) 三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る<u>法第二十六条第一項</u>に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。 2・3 (略)
---	--